

小海高等学校生活指導係発行

## 自転車の利用方法を見直そう！

通学で学校まで自転車を利用する諸君、最寄り駅まで利用する諸君、あるいは通学には全く利用しない諸君と、通学に限るとひとりひとり状況は違うと思います。しかし通学に限らなければほとんどの諸君が多かれ少なかれ自転車を利用していることと思います。そこで今回は自転車の利用方法について述べてみます。



### ◇自転車安全利用五則◇

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 自転車が歩道を利用する場合は、車道寄りを徐行し歩行者を優先する
- 3 自転車は、車道の左側を通行する
- 4 安全ルールを守る
  - 二人乗り・並進（並んで走行すること）は禁止
  - 夜間はライトを点灯すること
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用する

### <左側通行厳守>

歩行者はゆっくりしているので右側通行をしても急に左側通行をしている対向車両に近づくことはありません。しかし自転車は歩行者より速いので右側通行をしていると対向車がすぐに迫ってきます。これが「自転車は左側通行」の理由です。

### <場合によっては歩道を徐行する>

本校の近くでは車道が狭いところがあります。そこに歩道がある場合、自転車は歩行者に気をつけて歩道を利用して下さい。

### <下りはスピードが出る>

本校は坂の上にあるので、自転車の諸君は帰りの下り坂のスピードの出し過ぎに気をつけて下さい。スピードを制御するのはブレーキです。ブレーキの効き具合はどうか常に確認して下さい。下り坂でなくともスピードの出し過ぎに注意しましょう！

### <整備不良車両はダメ>

ブレーキに聞かない自転車、ライトが点灯しない自転車は「制動装置不良等」ということで道路交通法上5万円以下の罰金となります。

### <危険な運転もダメ>

二人乗りや並進は禁止です。それに加えて「傘差し運転」「運転しながらの携帯での通話や操作」「運転しながらイヤホンをして音楽を聴く」「運転しながらものを持つ」「ものをハンドルにかける」といった行為も安全運転の妨げになるので行わないで下さい。

### <横断歩道を利用する>

自転車の右折の方法→自転車は道路の左端を走行するのでバイクのように右折の際に道路の中央によって対向車両が行くのを待って右折するのはルール違反です。自転車は歩行者同様に横断歩道を渡って右折又は道路を横断して下さい。

**自分の頭で考えて危険を未然に回避する！**

**これが一番大事なのかもしれません！！**

## 自転車も過失が問われる。

(自転車での加害事故例)

～警視庁のホームページより～

- 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。  
【賠償金】 6,008万
- 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。  
女性には重大な障害が残った。  
【賠償金】 5,000万
- 街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突。  
歩行者は死亡。  
【賠償金】 3,912万

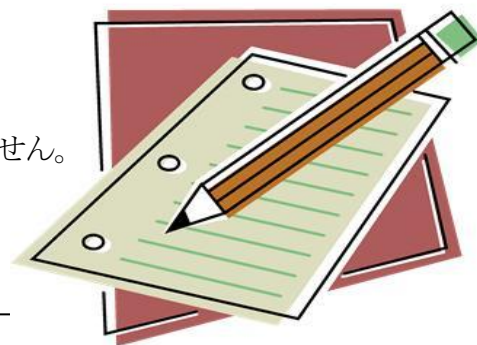
自転車は保険に加入して下さい。

## 今週末から衣替えです。

6月1日から衣替えとなります。

本校の夏服は以下のとおりです。

なお、中間着は6月1日から9月30日までは着用できません。



### <夏服の確認>

- (男子) ワイシャツ+ネクタイ+ズボン か ポロシャツ+ズボン が基本  
寒いときにはブレザーを着用してもよいが、ポロシャツの上は不可  
「ワイシャツ」は本校指定の長袖・半袖シャツどちらを着てもよい  
「ワイシャツ」を着るときは必ずネクタイを着用する  
「ワイシャツ」は必ずズボンの中に入れて着用する  
「ポロシャツ」はズボンの中に入れる必要はない
- (女子) ブラウス+リボン+ベスト+スカート か ポロシャツ+スカート が基本  
スカートの代わりにスラックスを着用してもよい  
寒いときにはブレザーを着用してもよいが、ポロシャツの上は不可  
「ブラウス」は本校指定の長袖・半袖ブラウス、どちらを着てもよい  
「スカート」は夏用・冬用どちらでもよい  
「ブラウス」を着るときは必ずリボンとベストを着用する  
「ポロシャツ」はスカートの中に入れる必要はない